

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (平成三年通商産業省令第四十九号) (第一条関係) 2
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) (第二条関係) 36
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等に該当するものを除く。) の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 (平成二十年経済産業省令第五十七号) (第三条関係) 38

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（第一条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十の二 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p> <p>イ ウラン精鉱を原料とする三酸化ウランの製造用の装置</p> <p>ロ～へ （略）</p> <p>十の三～十三 （略）</p> <p>十四 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができ、軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。））</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（四）に該当するものを除く。）</p> <p>（一）～（四） （略）</p> <p>ハ～ホ （略）</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十の二 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p> <p>イ ウラン精石を原料とする三酸化ウランの製造用の装置</p> <p>ロ～へ （略）</p> <p>十の三～十三 （略）</p> <p>十四 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができ、軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。））</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ フライス削り又は中ぐりをするのできる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（四）に該当するものを除く。）</p> <p>（一）～（四） （略）</p> <p>ハ～ホ （略）</p>

十五〇六十 (略)

第二条 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 反応器であつて、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メ
ートル未満のものうち、内容物と接触するすべての部分が
次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は
被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素重合体

ニ〇チ (略)

二 貯蔵容器であつて、容量が〇・一立方メートルを超えるも
ののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに
該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素重合体

ニ〇チ (略)

三 熱交換器若しくは凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平
方メートル超二〇平方メートル未満のもの又はこれらの部分
品として設計されたチューブ、プレート、コイル若しくはブ
ロックのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれ
かに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆された
もの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素重合体

ニ〇チ (略)

(削る)

十五〇六十 (略)

第二条 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 反応器であつて、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メ
ートル未満のものうち、内容物と接触するすべての部分が
次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は
被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素樹脂

ニ〇チ (略)

二 貯蔵容器であつて、容量が〇・一立方メートルを超えるも
ののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに
該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素樹脂

ニ〇チ (略)

三 熱交換器又は凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平方メ
ートル超二〇平方メートル未満のものうち、内容物と接触
するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され
、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素樹脂

ニ〇チ (略)

三の二 前号に掲げるものの部分品であつて、次のいずれかに

四 蒸留塔若しくは吸収塔であつて、塔の断面積が〇・〇〇七
八五平方メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設
計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器のうち
、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する
材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素重合体

ニ・リ (略)

(削る)

五 (略)

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いられる
もの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード
若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が
次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は
被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素重合体

ニ・チ (略)

(削る)

該当するもの

イ チューブ

ロ プレート

ハ コイル

ニ ブロック

四 蒸留塔又は吸収塔であつて、塔の断面積が〇・〇〇七八五
平方メートルを超えるものうち、内容物と接触するすべて
の部分の部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちさ
れ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素樹脂

ニ・リ (略)

四の二 前号に掲げるものの部分品であつて、次のいずれかに
該当するもの

イ 液体分配器

ロ 蒸気分配器

ハ 液体収集器

五 (略)

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いられる
ものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに
該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素樹脂

ニ・チ (略)

六の二 前号に掲げるものの部分品であつて、次のいずれかに

七 呼び径が一〇A超の弁又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナーであって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ

ハ ふつ素重合体

ニくり (略)

(削る)

八 内容物の漏れを検知する装置の取付口が設けられている多重管であって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素重合体

ニくり (略)

九 二重以上のシールで軸封をしたポンプ若しくはシールレスポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの若しくは真空ポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき五立方メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズル

該当するもの

イ インペラー

ロ ブレード

ハ シャフト

七 呼び径が一〇A超の弁であって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ

ハ ふつ素樹脂

ニくり (略)

七の二 前号に掲げるものの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ ケーシング

ロ ケーシングライナー

八 内容物の漏れを検知する装置を組み込んだ多重管であって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふつ素樹脂

ニくり (略)

九 二重以上のシールで軸封をしたポンプ若しくはシールレスポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの又は真空ポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき五立方メートルを超えるものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

のうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ・ロ (略)

ハ ふっ素重合体

ニ・ル (略)

(削る)

十・十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキール病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻^{すう}獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクローウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳

イ・ロ (略)

ハ ふっ素樹脂

ニ・ル (略)

九の二 前号に掲げるものの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ケーシング

ロ ケーシングライナー

ハ インペラー

ニ ローター

ホ ジェットポンプノズル

十・十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキール病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫^{てい}ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻^{すう}獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス(H五又はH七のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウ

炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフル
エンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る
）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス
、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエ
ンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイル
ス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテ
ト・アンデアン・ラテント・チモウイルス、ポテト・スピ
ンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュ
ポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイル
ス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグウイルス
、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバ
レー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイ
ルス又はロシオウイルス

二〇七 (略)

2 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様の
ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九 (略)

十 第七号若しくは第八号口からへまでのいずれかに該当する
推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができる
ジェットミル又はその部分品

十の二〇十五 (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イホ (略)

へ 次のいずれかに該当するタングステン、モリブデン若し
くはこれらの合金を主たる構成物質とする粉又はその粉を
固めたもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬す

イルス、ニューカッスル病ウイルス、肺及び腎症候性出血熱
ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス九型
、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ
脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・アンデアン・ラ
テント・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウ
イロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マール
ブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、南アメリカ出血
熱、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、ラ
ンピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ
球性脈絡髄膜炎ウイルス又はロシオウイルス

二〇七 (略)

2 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様の
ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九 (略)

十 第七号若しくは第八号口から二までのいずれかに該当する
推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができる
ジェットミル又はその部分品

十の二〇十五 (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イホ (略)

へ 次のいずれかに該当するタングステン、モリブデン若し
くはこれらの合金を主たる構成物質とする粉又はその粉を
固めたもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬す

ることができるロケット又は無人航空機の構造材料として用いることができるものに限る。)

(一)・(二) (略)

(三) タングステン又はタングステンの含有量がその合金の全重量の九七パーセント以上(銅又は銀を含浸させたものである場合にあつては、タングステンの含有量が合金の全重量の八〇パーセント以上。)の粉を固めたものであつて、次のいずれかに該当するものに加工することができるもの

1・2 (略)

ト・チ (略)

十七・十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するよう設計したものを除く。)

(一) (略)

(二) スリップリング又は電力の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

(三) (略)

ホ・ヘ (略)

ることができるロケット又は無人航空機の構造材料として用いることができるものに限る。)

(一)・(二) (略)

(三) タングステン若しくはタングステンの含有量がその合金の全重量の九七パーセント以上(銅又は銀を含浸させたものである場合にあつては、タングステンの含有量が合金の全重量の八〇パーセント以上。)の粉を固めたものであつて、次のいずれかに該当するものに加工することができるもの

1・2 (略)

ト・チ (略)

十七・十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するよう設計したものを除く。)

(一) (略)

(二) スリップリング又は電気の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

(三) (略)

ホ・ヘ (略)

十八〜二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシニングマシンであつて、繊維を成型品用に織り、編み若しくは組むために特に設計又は改造したもの

ニ〜ト (略)

五〜九 (略)

十 超電導材料であつて、次のいずれかに該当するもの(長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。)

イ (略)

ロ ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) (略)

(二) 削除

(三) (略)

ハ (略)

十一・十二 (略)

十八〜二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシニングマシン

ニ〜ト (略)

五〜九 (略)

十 超電導材料であつて、次のいずれかに該当するもの(長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。)

イ (略)

ロ ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) (略)

(二) 超電導フィラメントの断面積が一〇〇万分の二八平方ミリメートル未満のもの

(三) (略)

ハ (略)

十一・十二 (略)

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイミド、ガラス転移点が二九〇度を超える芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二四〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

ロ 〓へ (略)

十四・十五 (略)

十六 粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素であつて、ほう素の重量比による純度が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であつて、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもので若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO三二九〇(転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ (略)

ロ 削除

ハ (略)

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二四〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

ロ 〓へ (略)

十四・十五 (略)

十六 粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素若しくは炭化ほう素であつて、純度が八五パーセント以上のもの若しくはこれらの混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO三二九〇(転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ (略)

ロ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四号で定める精度が二級以上のもの(イに該当するものを除く。)

ハ (略)

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を

除く。)

イ (略)

ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 液体ジェット加工をすることができする工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であつて、次の(一)及び(二)に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの

(一) 輪郭制御をすることができするもの

(二) (略)

ヘ (略)

三〇七 (略)

八 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができするものを含む。以下この条において同じ。)又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(第二号又は第三号に該当するものを除く。)

イ 電子計算機又は数値制御装置によつて制御される座標測定機であつて、国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇一を乗じて得た数値に一・七を加えた数値以下となるもの

ロ 第一条第十七号ロ(三)に該当するものの部分品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

除く。)

イ (略)

ロ フライス削り又は中ぐりをするのできる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 液体ジェット加工をすることができする工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 輪郭制御をすることができする回転軸の数が二以上のもの

ヘ (略)

三〇七 (略)

八 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができするものを含む。以下この条において同じ。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電子計算機又は数値制御装置によつて制御される座標測定機であつて、国際規格 ISO 10360/2:2001 (座標計測第二部) で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容指示誤差がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇一を乗じて得た数値に一・七を加えた数値以下となるもの

(新設)

ハ (略)

九 (略)

十 フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であるものうち、次のいずれかに該当するもの

イ フィードバック装置であつて、直線上の位置を検出する位置検出器を有し、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

ロ・ハ (略)

十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

二 削除

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

ロ (略)

九 (略)

十 測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ フィードバック装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 直線上の位置を検出する位置検出器を有するものであつて、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

(二) 第一条第十七号ロ(三)に該当する測定装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

ロ・ハ (略)

十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

二 化合物半導体を用いた記憶素子用のもの

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

へ
〜
ル

(略)

- 2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が三〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
 - 3 分解能が一ニビットのものであつて、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
 - 4 分解能が一ニビット超一四ビット以下のものであつて、出力速度が一二五メガサンプリング毎秒を超えるもの
 - 5 分解能が一四ビットを超えるものであつて、出力速度が二〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
- (二) デジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 分解能が一〇ビット以上のものであつて、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒以上のも
 - 2 分解能が一ニビット以上のものであつて、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒以上のも
- 一 一二ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセントのレベルに変化するまでのセトリング時間が九ナノ秒未満のもの
 - 二 一〇〇メガヘルツのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は一〇〇メガヘルツ未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジが六八デシベルを超えるもの

へ
〜
ル

(略)

- 2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
 - 3 分解能が一ニビットのものであつて、出力速度が一〇五メガサンプリング毎秒を超えるもの
 - 4 分解能が一ニビット超一四ビット以下のものであつて、出力速度が一〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
 - 5 分解能が一四ビットを超えるものであつて、出力速度が二・五メガサンプリング毎秒を超えるもの
- (二) デジタルアナログ変換用のものであつて、分解能が一ニビット以上のものうち、セトリング時間が一〇ナノ秒未満のもの

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六デュービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇デュービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(三) (略)

(四) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの

(五) (略)

(六) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの

ニ マイクロ波用ディスクリットトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が六〇ワット(四七・八デュービーエム)を超えるもの

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの(四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除く。)

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六デュービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

(二) 動作周波数が六ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇デュービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(三) (略)

(四) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下のもの

(五) (略)

(六) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

ニ マイクロ波用ディスクリットトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が六〇ワット(四七・八デュービーエム)を超えるもの

(二) 動作周波数が六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ

ルツ以下であつて、平均出力値が二〇ワット（四三デ
イービーエム）を超えるもの

(三)・(四) (略)

(五) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、平均出
力値が〇・一ナノワットを超えるもの

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を
含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに
該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路を用い
た電力増幅器を除く。）

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六・八ギガヘル
ツ以下であつて、平均出力値が六〇ワット（四七・八

ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を
中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘル
ツ以下であつて、平均出力値が一五ワット（四二デー
イービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中
心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(三) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガ
ヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワット
を超えるもの

(四) (略)

(五) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、平均出
力値が〇・一ナノワットを超えるもの

(六) (略)

へ〜ワ (略)

三〜十 (略)

以下であつて、平均出力値が二〇ワット（四三デー
イービーエム）を超えるもの

(三)・(四) (略)

(五) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を
含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに
該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路を用い
た電力増幅器又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘル
ツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送
用のものを除く。）

(一) 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六ギガヘルツ以
下であつて、平均出力値が六〇ワット（四七・八デー
イービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心
周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

(二) 動作周波数が六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ
以下であつて、平均出力値が一五ワット（四二デー
イービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周
波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(三) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガ
ヘルツ以下のもの

(四) (略)

(五) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

(六) (略)

へ〜ワ (略)

三〜十 (略)

十一 (略)

(削る)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 無線周波数分析器であつて、三一・八ギガヘルツ超三七

・五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、三デシベルの分解能帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ 無線周波数分析器であつて、四十三・五ギガヘルツ超七

〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇デビービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ 無線周波数分析器であつて、七〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ デジタル信号処理技術を用いるもの（中心周波数と帯域幅の比が一定であるフィルタのみを使用しているものを除く。）であつて、実時間帯域幅が四〇メガヘルツを超えるもの

十三 周波数シンセサイザを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの（周波数シンセサイザを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。）

イ 三一・八ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、一〇〇ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するもの

ロ 四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの

十一 (略)

(削除)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 無線周波数分析器であつて、三一・八ギガヘルツ超三七

・五ギガヘルツ以下の周波数を分析することができ、三デシベルの分解能帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ 無線周波数分析器であつて、四十三・五ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

(新設)

ハ デジタル信号処理技術を用いるもの（中心周波数と帯域幅の比が一定であるフィルタのみを使用しているものを除く。）であつて、実時間帯域幅が五〇〇キロヘルツを超えるもの

十三 周波数シンセサイザを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの（周波数シンセサイザを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。）

イ 最大合成出力周波数が三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、一〇〇ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するもの

ロ 最大合成出力周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット(二〇デビービーエム)を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) (略)

(五) 四三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(六) 五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

ニ 合成出力周波数が三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの
(一)・(二) (略)

ホ 最大合成出力周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの

十四～十六 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ～ハ (略)

ニ プラズマ増殖型の化学的気相成長装置であつて、カセットウカセット機能及びロードロック機能を有するもの又はホに該当するものに接続して使用するように設計したもののうち、最小線幅が六五ナノメートル以下の半導体素子の製造に使用されるもの

ホ (略)

ヘ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) (略)

(五) 四三・五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(新設)

ニ 最大合成出力周波数が三・二ギガヘルツを超え、次の(一)及び(二)に該当するもの
(一)・(二) (略)

(新設)

十四～十六 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置(ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ～ハ (略)

ニ プラズマ増殖型の化学的気相成長装置であつて、カセットウカセット機能及びロードロック機能を有するもの又はホに該当するものに接続して使用するように設計したもののうち、最小線幅が一八〇ナノメートル以下の半導体素子の製造に使用されるもの

ホ (略)

ヘ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

の

(二) ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキャン方式の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 ナノメートルで表した光源の波長に〇・三五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が九五以下のもの

(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、九五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

(三) (略)

ト・チ (略)

十八〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ (略)

ロ 放射線による影響を防止するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 単事象障害によるエラー率が一日当たり一億分の一毎ビット未満となるように設計したもの

二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次

の

(二) ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキャン方式の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 ナノメートルで表した光源の波長に〇・四五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が一八〇以下のもの

(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、一八〇ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

(三) (略)

ト・チ (略)

十八〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ (略)

ロ 放射線による影響を防止するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 単事象障害によるエラー率が一日当たり一、〇〇〇万分の一毎ビット未満となるように設計したもの

二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次

のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イゝへ（略）

ト デジタル電子計算機の附属装置であつて、前条第一号ホ

（一）に規定する機能を有するもの

チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置であつて、転送されるデータの転送速度が二・〇ギガバイト毎秒を超えるもの

リゝル（略）

四（略）

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェースドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、通信妨害装置又は電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝハ（略）

二・三（略）

四 通信用の光ファイバーであつて、長さが五〇〇メートルを超えるものうち、引張強さが二ギガニュートン毎平方メートル以上のもの

のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イゝへ（略）

ト 前条第一号ホ（一）に規定する機能を有するもの

チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置であつて、転送されるデータの転送速度が二・〇ギガバイト毎秒を超えるもの

リゝル（略）

四（略）

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、光ファイバー通信ケーブル、通信用の光ファイバー、フェースドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、通信妨害装置又は電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝハ（略）

二・三（略）

四 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 通信用の光ファイバーであつて、長さが五〇〇メートルを超えるものうち、引張強さが二ギガニュートン毎平方

五〇八 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のヘからヨまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二）２又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イゝカ (略)

ヨ 第九号ロ又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であつて、第九号イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの

(一) 当該暗号機能を使用することができないもの

(二) 当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段によつてのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）

九の二 装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であつて、これらを用いることによつてのみ、ある貨物が第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

十〇十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様

メートル以上のもの

ロ 水底敷設用に設計された光ファイバー通信ケーブル又はその附属品（通信事業者が使用する公衆回線又は第十一条第四号イ（三）若しくは二に掲げるものを除く。）

五〇八 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のヘからカまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二）２又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イゝカ (略)

(新設)

(新設)

十〇十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 音波を利用した海底測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

1 海底の地形図を作成するための船舶用測深機であつて、次の一から四までの全てに該当するもの

一 垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計したもの

二 水面下六〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したもの

三 走査を行うときの分解能が二未満のもの

四 次のイからハまでに掲げる全てについて自動的に補正を行い、測深の精度を向上させるもの

イ センサーの動作

ロ 走査に用いる音波の状態

ハ センサーが感知する音波の速度

2 海底の地形図を作成するための水中測深機であつて、次の一及び二に該当するもの

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 水底の地形図を作成するための測深機であつて、次の1及び2に該当するもの

1 垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計し、かつ、水面下六〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したもの

2 多重ビーム（いずれかの音響ビームのビーム幅が一・九度未満のものに限る。）を組み込むように設計したもの又は測深の制度の平均値が〇・三パーセント未満となるように設計したもの

一 三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二 走査効率が三、八〇〇を超えるもの

3 | 海底の画像を作成するために設計したサイドスキャンソナー又は合成開口ソナーであつて、次の一及び二に該当するもの

一 五〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二 進行方向の分解能及び進行方向に直交する方向の分解能がともに一五センチメートル未満の状態で作動しているときの走査範囲が五七〇平方メートル毎秒を超えるもの

(二) (六) (略)

ロ (略)

二 (略)
(削る)

三 (略)
三〇七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部
分品であつて、次のいずれかに該当するもの (第十一条に該当するものを除く。)

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであつて、次のいずれかに該当するもの
1 | 水中用に設計していないもの

(二) (六) (略)

ロ (略)

二 (略)

二の二 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であつて、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

三 (略)
三〇七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部
分品であつて、次のいずれかに該当するもの (第十一条に該当するものを除く。)

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだもの

2| 水中用に設計したものを

(二)| 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを
組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの

1| 水中用に設計していないもの

2| 水中用に設計したもの

(三)| (略)

ロ (略)

九・十 (略)

十の二| レーザー光を利用して音声を探知する装置であつて、
次のイからホまでの全てに該当するもの

イ| レーザー発振器の持続波の定格出力が二〇ミリワット以
上のもの

ロ| レーザー発振器の周波数の安定度が一〇メガヘルツ以下
のもの

ハ| レーザー発振器の波長範囲が一、〇〇〇ナノメートル以
上二、〇〇〇ナノメートル以下のもの

ニ| 光学系の分解能が一ナノメートル未満のもの

ホ| 信号対雑音比が一、〇〇〇以上のもの

十一| 磁力計、磁場勾配計（医療用に設計したものを除く。）
若しくは水中電場センサー（漁業用を除く。）若しくはこれ
らの校正装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに
該当するもの

イ| 超電導の技術を利用した磁力計であつて、次のいずれか
に該当するもの

(一)| (略)

(二)| 運動中に生じるノイズを減少させるために設計し
た装置を有するものであつて、一ヘルツの周波数にお

(二)| 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを
組み込んだもの

(三)| (略)

ロ (略)

九・十 (略)

(新設)

十一| 磁力計、磁場勾配計（医療用に設計したものを除く。）
若しくは水中電場センサー（漁業用を除く。）若しくはこれ
らの校正装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに
該当するもの

イ| 超電導の技術を利用した磁力計であつて、次のいずれか
に該当するもの

(一)| (略)

(二)| 運動中に生じるノイズを減少させるために設計し
た装置を有するものであつて、一ヘルツの周波数にお

いて運動中の感度が二〇ピコテスラ未満のもの

ロソワ (略)

十一の二 水中において磁場又は電場を検知する装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第十一号イ又はロに該当する磁力計を組み込んだもの

ロ 第十一号ハからヘまでのいずれかに該当する磁力計又は同号トに該当する水中電場センサーを組み込んだもの

十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品(レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。))を除く。)

イソル (略)

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの

(一) (略)

(二) 削除

(三) 第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独

で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が一、五〇〇メートル以上離れている二以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを六秒以内で行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

(四) 第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独

で使用するときよりも性能が向上するよう、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよ

いて運動中のノイズレベルが二〇ピコテスラ未満のもの

ロソワ (略)

(新設)

十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品(レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。))を除く。)

イソル (略)

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの

(一) (略)

(二) 走査速度が一定でない一次レーダーを用いて目標の速度を計算する技術

(三) 互いの距離が一、五〇〇メートルを超え、かつ、二以上のレーダーを用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

(四) 車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開

発用の飛しよ体に搭載したレーダーを含む二以上のレーダーを用い、いずれか一のレーダーを単独で使用

う体に搭載したレーダーを含む二以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを六秒以内で行う技術（海上交通管制用のものを除く。）

十四〇十六（略）

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 直線加速度計であって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒超九八メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができように設計したものであって、次の1及び2に該当するもの

1・2 (略)

(三) (略)

ロ (略)

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で一週間測定した場合に、一時間あたり〇・

するときよりも性能が向上するように実時間で目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを行う技術（海上交通管制用のものを除く。）

十四〇十六（略）

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 直線加速度計であって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができように設計したものであつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 (略)

(三) (略)

ロ (略)

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができように設計したものであって、九・八一メートル毎秒毎秒の状態におけるバイアスの安定性が一週間で一時間あたり〇・五度未満のもの

ロ 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・〇〇三五度以下のもの（スピニングマスジャイロを除く。）

五度未満のもの

2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が $0 \cdot 0 \cdot 0$ 三五度以下のもの（スピニングマスジャイロを除く。）

(二) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四〇度未満のもの

2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が $0 \cdot 2$ 度以下のもの（スピニングマスジャイロを除く。）

ロ 九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用する
ことができるように設計したもの

三〇三の三 (略)

三の四 第一号に該当する加速度計若しくは第二号に該当するジャイロスコープを組み込んだ慣性測定装置（慣性計測ユニット及び慣性基準装置を含む。）

四〇九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十三 (略)

十四 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であつて、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

ハ 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四〇度未満のもの

(二) 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が $0 \cdot 2$ 度以下のもの

ニ 九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用する
ことができるように設計したもの

三〇三の三 (略)

三の四 第一号に該当する加速度計若しくは第二号に該当するジャイロスコープを組み込んだ慣性測定装置（慣性計測ユニット及び慣性基準装置を含む。）又はその部分品

四〇九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十三 (略)

(新設)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次のすべてに該当するものを除く。

(一)・(二) (略)

ロ (略)

二 (略)

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当するガスタービンエンジンに使用するように設計したもの。

イ・ロ (略)

四ノ十の二 (略)

十一 ガスタービンエンジンの铸造によるブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで、リ及びヌのいずれかに該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次のすべてに該当するものを除く。

(一)・(二) (略)

ロ (略)

二 (略)

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、第二十五条第三項第二号イからトまで、リ及びヌのいずれかに該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するもの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当するガスタービンエンジンに使用するように設計したもの。

イ・ロ (略)

四ノ十の二 (略)

十一 ガスタービンエンジンの铸造によるブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)

十二 実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ ガスタービンエンジン又はその部分品を設計するために特に設計したもの

ロ 第二十五条第三項第三号又は第四号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）を用いたもの

十三 チップにおける周速が三三五メートル毎秒を超えるものであつて、五〇〇度を超える温度において運転できるように設計したガスタービンエンジンのブラシシールの製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品

十四 二十（略）

第十三条（略）

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 八（略）

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

の

イ（略）

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ・ (二) (略)

(三) 光伝送の方式によつて一、〇〇〇メートル以上の

距離でデータ又は指令を送受することができるもの

十 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる

十二 第二十五条第三項第二号イからトまで、リ及びヌのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたガスタービンエンジン又はガスタービンエンジンの部分品を設計するためのものであつて、実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置

十三 ティップにおける周速が三三五メートル毎秒を超えるものであつて、五〇〇度を超える温度において運転できるように設計したガスタービンエンジンのブラシシールの製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品

十四 二十（略）

第十三条（略）

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 八（略）

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

の

イ（略）

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ・ (二) (略)

(三) 長さが一、〇〇〇メートルを超える光ファイバー

によつてデータ又は指令を送受することができるもの

十 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる

る防音装置又は磁気軸受であつて、伝動装置に使用できるよ
うに設計したもの

十一 (略)

第十五条～第十七条 (略)

第十八条 外為令別表の六の項(一)の経済産業省令で定める技
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号若しく
は次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術
(プログラムを除く。)

イ (略)

ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次
のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

二～四 (略)

2～6 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第六条に該当するもの(同条第十六号ロ又は第十七号イ(一)
(二)に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術
(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しな

る防音装置又は磁気軸受であつて、次のイ及びロに該当する
もの

イ 伝動装置に使用できるように設計したもの

ロ 振動源に対して直接的に対抗振動を発生させることによ
り能動的に防音することができ電子制御装置を有するもの

十一 (略)

第十五条～第十七条 (略)

第十八条 外為令別表の六の項(一)の経済産業省令で定める技
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号若しく
は次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術
(プログラムを除く。)

イ (略)

ロ フライス削り又は中ぐりをするのできる工作機械で
あつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

二～四 (略)

2～6 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第六条に該当するもの(同条第十六号ロ又は第十七号イ(一)
(二)に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術
(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しな

いもの

イ (略)

ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術

(一) 最小線幅が〇・一三〇マイクロメートル以上のもの

(二) 多層構造を有するもの(金属層が三層以下のものに限る。)

三〇五 (略)

二〇五 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇八 (略)

九 プログラムであつて、第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの

一〇五 (略)

十六 技術(プログラムを除く。)であつて、当該技術を用いることによつてのみ、ある貨物が第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物が第八条第九号若しくは第十号から第十

いもの

イ (略)

ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術

(一) 最小線幅が〇・五マイクロメートル以上のもの

(二) 多層構造(多結晶シリコン層及び金属層がいずれも三層以下のものを除く。)を有しないもの

三〇五 (略)

二〇五 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇八 (略)

九 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の機能を実現するためのプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラム

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものを

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 一十四 (略)

十五 第三号の二、第五号、第六号、第十一号又は前号のいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 動作周波数が三・ニギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

二 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

三 一六 (略)

4 (略)

第二十二條 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第九条第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 一十四 (略)

十五 第三号の二、第四号から第六号まで、第十一号又は前号のいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 動作周波数が三・ニギガヘルツ超六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

二 動作周波数が六ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

三 一六 (略)

4 (略)

第二十二條 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第九条第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号

イ、ロ若しくはホ、第四号、第五号イ、第八号イ(一) 1、
(二) 1若しくは(三)、第九号ハ若しくはニ、第十一号ロ
、第十一号のニイ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当する
ものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三〇七 (略)

2 外為令別表の一〇の項(二)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〇ニ (略)

ホ 第九条第十一号の二に該当するものを用いることによつ
て、磁場若しくは電場に係るデータを実時間処理するため
に設計したプログラム又はソースコード

四 (略)

3 外為令別表の一〇の項(三)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一 光学的被膜であつて、直径又は長軸の長さが五〇〇ミリメ
ートル以上で、かつ、吸収及び散乱による損失が〇・〇〇五
未満のものうち、光学的被膜の厚さに係る均一度が九九・
五パーセント以上のものの製造に必要な技術(プログラムを
除く。)

二 (略)

4〇6 (略)

第二十三条 (略)

2 外為令別表の一〇の項(二)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

イ、ロ、ホ若しくはハ、第四号、第五号イ、第八号イ、第九
号ハ若しくはニ、第十一号ロ又は第十三号ニ、チ若しくはル
に該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三〇七 (略)

2 外為令別表の一〇の項(二)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〇ニ (略)

(新設)

四 (略)

3 外為令別表の一〇の項(三)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一 光学的被膜であつて、直径又は長軸の長さが五〇〇ミリメ
ートル以上で、かつ、吸収及び散乱による損失が〇・〇〇五
未満のものうち、均一度が九九・五パーセント以上のもの
の製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 (略)

4〇6 (略)

第二十三条 (略)

2 外為令別表の一〇の項(二)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三| 第二十七条第三項から第五項までのいずれかに該当するプログラム
の設計に係る技術（プログラムを除く。）
(削る)

3| 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一(三) (略)

四| 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術（
プログラムを除く。）

イ・ロ (略)

ハ| 航空機用の三次元ディスプレイ

ニ(三) (略)

五(七) (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

2| 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一| 第二十五条第三項第三号に該当する技術（プログラムを除く。）
を用いたプログラムであつて、第十二条に該当するものをフル
オーソリティーデジタルエンジン制御するための装

(新設)

3| 外為令別表の一の項(三)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一| 第十条第一号又は第二号に該当するものを内蔵した慣性航
法装置又はジャイロ天測航法装置の設計又は製造に係る技術
(プログラムを除く。)

二| 第二十七条第三項各号又は第四項に該当するプログラムの
設計に係る技術（プログラムを除く。）

4| 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一(三) (略)

四| 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術（
プログラムを除く。）

イ・ロ (略)

ハ| 航空機用のラスタ型ヘッドアップディスプレイ又は三
次元ディスプレイ

ニ(三) (略)

五(七) (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

2| 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一| 第十二条に該当するものをフルオーソリティーデジタルエ
ンジン制御するための装置を使用するために設計したプロ
グラムであつて、次のいずれかに該当するもの

置に使用されるもの

二〇四 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又はその設計のためのプログラム

イ〜チ (略)

リ 削除

ヌ・ル

三 ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の設計若しくは製造に係る技術(プログラムを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のため

のプログラム
イ〜ハ (略)

イ 推進装置又はその試験装置をデジタル制御するための装置に用いるためのもの

ロ 推進装置又はその試験装置をフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の故障許容機能のためのもの

二〇四 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又はその設計のためのプログラム

イ〜チ (略)

リ 流路の形状を変化にするためのもの(入口案内翼、可変ピッチファン又は圧縮機の可変ステータ若しくはブリードバルブを除く。)又はその制御装置であって、次のいずれかに該当する貨物のためのもの(逆推力のためのものを除く。)

(一) ガスジェネレータータービン

(二) ファンタービン又はパワータービン

(三) プロペリングノズル

ヌ・ル

三 ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ (略)

四| ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

(新設)

イ| エンジンの安定性を維持する部分品の機能を發揮させるための設計に係る技術

ロ| 流路の形状を可変にするための装置のための部分品であつて、エンジンの安定性を維持するものの設計又は製造に係る技術

ハ| 流路の形状を可変にするための装置のための制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）であつて、エンジンの安定性を維持するものの設計に係る技術

4・5 (略)

4・5 (略)

第二十六条～第二十八条 (略)

第二十六条～第二十八条 (略)

別表第一～別表第三 (略)

別表第一～別表第三 (略)

改正後	現行
<p>（許可の手續等）</p> <p>第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書</p> <p>イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者</p> <p>ロ （略）</p> <p>三の二・四 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>第二条 第八条 （略）</p> <p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 3 （略）</p> <p>三の二 核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定又は核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に</p>	<p>（許可の手續等）</p> <p>第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書</p> <p>イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者</p> <p>ロ （略）</p> <p>三の二・四 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>第二条 第八条 （略）</p> <p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 3 （略）</p> <p>三の二 核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供すること</p>

関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供することを目的とする取引

三の三〇十五 (略)

3 (略)

第十条〇第十二条 (略)

別紙様式第1 (第1条関係) 〇別紙様式第1 2 (第3条関係) (略)

を目的とする取引

三の三〇十五 (略)

3 (略)

第十条〇第十二条 (略)

別紙様式第1 (第1条関係) 〇別紙様式第1 2 (第3条関係) (略)

○輸出貨物が輸出入貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一〇八（略） （削る）</p>	<p>一〇八（略） 九 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）に基づく補給支援活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合</p> <p>十 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号）に基づく対応措置（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合</p>
<p>別表（略）</p>	<p>別表（略）</p>